

## 防府市高齢者はり・きゅうの施術費の助成に関する要綱

昭和63年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は高齢者がはり・きゅうの施術を受けた場合における施術費（以下「施術費」という。）の一部を助成することにより、高齢者の生活の安定と健康の増進に寄与し、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 この要綱により施術費の助成を受けることができる者は、国民健康保険の被保険者以外のものであって、本市に住所を有する70歳以上の者、又は後期高齢者医療制度の被保険者とする。

(申請)

第3条 施術費の助成を受けようとする者は、あらかじめ防府市高齢者はり・きゅう施術費受給資格者証交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者は、この限りではない。

2 前項の申請をするときは、社会保険の被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の規定による被保護者は、この限りでない。

(受給資格者証の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認められた者（以下「受給資格者」という。）に対し、防府市高齢者はり・きゅう施術費受給資格者証（第2号様式。以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

2 前項の受給資格者証の有効期間は、申請月の1日（更新の場合にあっては、その年の4月1日）からその日以後最初に到来する3月31日までとする。ただし、申請月に新たに第2条の受給資格を取得した場合は、取得した日からとする。

3 第1項の受給資格者証の交付を受けている者が、受給資格者証の有効期間満了後も引き続き施術費の助成を受けようとするときは、受給資格者証の更新を申請しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 受給資格者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (3) 受給資格者証を紛失したとき。

(受給資格者証の返還)

第6条 受給資格者又はその家族は、受給資格者が防府市から転出し、死亡し又は国民健康保険に加入したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

(施術担当者の指定)

第7条 受給資格者に対し、はり又はきゅうの施術を行うことができる者(以下「施術担当者」という。)は、次の各号の要件を満たしているもので市長が指定した者でなければならない。

- (1) はり師又はきゅう師の免許を受けていること。
- (2) 施術所を有している者であること。

2 施術担当者の指定を受けようとする者は防府市高齢者はり・きゅう施術担当者指定申請書(第6号様式)により、施術担当者又は施術担当者が加入する団体の長から市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、施術担当者の資格があると認めたものに対して防府市高齢者はり・きゅう施術担当者指定通知書(第7号様式)を交付する。

4 指定通知書の交付を受けた施術担当者は、速やかに市長と施術に関し必要な協定を結ばなければならない。ただし、同一の団体に加入する施術担当者が複数ある場合は、加入する団体の長が代表して協定を結ぶことができるものとする。

5 施術担当者は前項の指定期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、第2項の規定により新たに申請し、指定を受けなければならない。

(施術担当者の遵守事項)

第8条 施術担当者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施術に当たっては、常に公正にして親切丁寧を旨とし、治療に最善の努力をすること。
- (2) 現に医師が治療中の疾患については、医師の同意を得て施術を行うこと。
- (3) 施術に当たって医師の診察を受ける必要があると認められるときは、その旨を勧奨すること。
- (4) 施術及び施術所の設備に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及びこれらに基づく法令の規定による義務を怠らないこと。
- (5) 施術の内容及び第12条第1項の助成額の収入を明らかにするため、防府市高齢者はり・きゅう施術録（第3号様式）を備え、当該施術録を完結の日から3年間保管すること。

(施術の範囲)

第9条 はり・きゅうに関する施術の範囲は、はり術及びきゅう術とし、その施術は末梢神経疾患及び運動神経疾患に対して行うものとする。

2 前項の施術は、受給資格者一人に対し1日1局所1回とし、1か月に5回を超えることはできない。

(施術の手続き)

第10条 受給資格者は、はり又はきゅうの施術を受けようとするときは、施術担当者に受給資格者証又は後期高齢者医療被保険者証を提示しなければならない。

2 施術担当者は、受給資格者から施術を求められたときは、受給資格者証又は後期高齢者医療被保険者証により受給資格者であることを確認しなければならない。

3 施術担当者は、受給資格者が施術を受けたときは、施術録にその都度所定の事項を記入するとともに、防府市高齢者はり・きゅう施術明細書（第4号様式）にその都度受給資格者の確認を受けなければならない。

（施術費等）

第11条 助成対象となる施術費は、次のとおりとし、施術担当者は、その3割に相当する額を施術を受けた受給資格者から徴するものとする。

(1) 初 検 料 500円

(2) 1 術 の 場 合 1回につき 1,200円

(3) 2 術 併 用 の 場 合 1回につき 1,300円

2 施術担当者は、同一受給資格者の施術について12か月を経過しないときは、対症部位が異なる場合においても重ねて初検料を徴することはできない。ただし、施術継続中であっても、無施術期間が1か月以上経過したときは、この限りでない。

（助成額等）

第12条 施術費の助成額は、次のとおりとする。

(1) 初 検 料 350円

(2) 1 術 の 場 合 1回につき 840円

(3) 2 術 併 用 の 場 合 1回につき 910円

（助成額の支払）

第13条 市長は、受給資格者が施術を受けたときは、施術担当者に対し助成額を支払うものとする。

2 施術担当者は、受給資格者に施術を行ったときは、防府市高齢者はり・きゅう施術費助成額請求書（第5号様式）に1か月分を集計し、施術明細書を添えて翌月の10日までに市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに内容を審査し、正確と認めるときは、施術担当者に助成額を支払うものとする。

（助成の打ち切り）

第14条 市長は、受給資格者が第2条に規定する要件を欠くに至ったときは、施術費の助成を打ち切るものとする。

(施術状況の調査)

第15条 市長は、施術担当者に対し、施術録を検査し、又は説明を求め、若しくは必要な報告書を提出させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものにつ

いては、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式

高 齢 福 祉 課					伺	月 日
合 議	取扱者	係長	補佐	課長		

防府市はり・きゅう施術費受給資格者証交付申請書

受給資格者	住 所	防府市				
	氏 名				性別	男・女
	生 年 月 日	M・T・S	年	月	日	年齢
加入医療保険	被 保 険 者 氏 名				受給者資格者との続柄	
	保 険 種 別	政管健保 ・ 健保組合 ・ 共済組合 ・ 国保組合 船員保険 ・ その他( )				
	記 号 ・ 番 号					
	発 行 機 関 名					
	所 在 地					
<p>上記のとおり、はり・きゅうの施術費受給資格者証の交付を申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>防 府 市 長 様</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/> 受給資格者と同じ _____</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人(受給資格者の代理人としての証として被保険者証を持参した者に限る)</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話 - 受給資格者との続柄( )</p>						
審 査	<input type="checkbox"/> 市内居住	該 当 ・ 非該当	交付日・認定番号		受給者資格者証	
	<input type="checkbox"/> 年齢等		令和 年 月 日	作成	交付	台帳作成
	<input type="checkbox"/> 国保以外		厚 第	号		

第2号様式

(表)

防府市高齢者はり・きゅう施術費受給資格者証			
認定番号		第 号	
受給資格者	住 所	防府市	
	氏 名		男・女
	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	
有効期間	期 間		認定印
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
発行機関名 (印無きものは無効)		防 府 市 長	

(裏)

[ 注 意 事 項 ]

- 1 この証は、防府市高齢者はり・きゅうの施術費の助成に関する要綱により、施術費の一部助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証に記載してある事項に変更があったとき、加入している医療保険の変更があったとき、またはこの証を紛失したときは、速やかに届け出てください。
- 3 受給者の資格がなくなったとき(防府市外へ転出、死亡または国民健康保険に加入したとき)、または受給資格者証の有効期間(認定印のある期間)が満了したときは、この証を持参して所定の手続きをしてください。
- 4 この証により、施術費の助成が受けられるのは、この証に記載されている受給資格者のみですから、他の人に譲渡または貸与できません。
- 5 受給資格者は、はり・きゅうの施術を受けるときは、この証を提示してください。

〈問い合わせ〉

防府市 高齢福祉課 在宅支援係  
電話25-2973





第4号様式

令和  年  月分防府市高齢者はり・きゅう施術明細書

受給資格者	認定番号 被保険者番号						
	住所						
	氏名						
	性別		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女				
	生年月日		年 月 日				
施術担当者	住所						
	氏名						
施術明細書	月	日	対症名	初診	術名	受給資格者 確認印	対象金額
				<input type="checkbox"/> 初診	<input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう		(初診)
				/	<input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう		
				/	<input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう		
				/	<input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう		
				/	<input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう		
				/	<input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう		
摘要		区分	初検料	1 術		2 術	
		件数	件	件	件		
CD		金額計	円	円	円		

(注) 受給資格者一人に対し1日1回とし、1ヶ月に5回を超えることはできません。

第5号様式

## 防府市高齢者はり・きゅう施術費助成額請求書

年 月 日

防 府 市 長 様

施術担当者 住所

氏名

年 月分の防府市高齢者はり・きゅう施術費助成額について、施術  
明細書（第4号様式）を添えて、下記のとおり請求します。

記

区 分	件 数	請求金額	決 定 額 (※)	摘 要 (※)
初 検 料				
1 術				
2 術				
合 計				

※欄は記入しないでください。

審 査 済 印	団体の長	給付

第6号様式

防府市高齢者はり・きゅう施術担当者指定申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

防府市高齢者はり・きゅう施術担当者として、指定を受けたいので申請します。

記

施術所	施術所名				
	所在地				
施術者	氏名				
	生年月日				
免許	施術の種別	はり	きゅう		
	免許証の記号番号				
	取得日				
振込先	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義(ｶｷｶ)

年 月 日

(宛先)

防府市長名

防府市高齢者はり・きゅう施術担当者指定通知書

年 月 日付で申請のありました下記の者を防府市高齢者はり・きゅう施術担当者に指定しましたので、通知いたします。

記

指定期間		
施 術 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
指定の区分	はり ・ きゅう	